

茨木市国際親善都市協会基金規程

(設 置)

第1条 姉妹並びに友好都市及びその他の都市との交流事業に要する資金に充てるため、茨木市国際親善都市協会基金（以下「基金」という。）を設置します。

(目 的)

第2条 この規程は、茨木市国際親善都市協会（以下「協会」という。）の事業の円滑な発展に寄与することを目的とします。

(積 立)

第3条 基金として積立てる額は、収益事業による収益金及びその他の収入を毎年度予算の範囲内で積立てます。

(管 理)

第4条 基金は、理事会が管理運営します。

2 基金に属する現金は、金融機関への預入れその他最も確実かつ有利な方法により保管しなければなりません。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、協会会計に繰り入れ、国外国内都市間交流事業に要する資金に充当します。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定めます。

附 則

この規程は、昭和59年(1984年)5月26日から施行します。

附 則

この規程は、昭和61年(1986年)5月17日から施行し、昭和61年(1986年)4月1日から適用します。

附 則

この規程は、平成6年(1994年)5月14日から施行し、平成6年(1994年)4月1日から適用します。

附 則

この規程は、平成26年5月10日から適用します。